

21世紀の企業会計—若杉 明前企業会計 審議会会長に聞く

〈話し手〉 若杉 明氏／金融庁・前企業会計審議会会長
(高千穂大学教授、横浜国立大学名誉教授)

〈聞き手〉 照屋 行雄氏 (神奈川大学教授)
岡田 依里氏 (横浜国立大学大学院助教授)

この数年、わが国においては会計ビッグバンと呼ばれるほど、企業会計制度の大改革が進められています。これは、企業活動のボーダレス化や金融・証券市場のグローバル化が背景となって、会計情報の質的改善が強く求められているからであります。企業が開示する会計情報が企業の財務内容を正しく表示し、情報利用者にとって有用なものと認められるためには、その作成基準である会計原則や会計基準が公正妥当なものでなければなりません。我が国における会計原則・基準は、金融庁(旧大蔵省)の企業会計審議会によって設定(審議・公表)されてきました。同審議会の会長を長年務められ、この度退任された若杉 明先生に、『21世紀の企業会計』と題してインタビューを行いました。インタビューでは、我が国の諸会計原則・基準の制定や改廃の状況について、また、会計基準の国際的調和化・統一化の動向について、後掲のインタビュー項目を中心にお聞きしました。

会計ビッグバンの狙い

照屋 若杉先生には、ご多忙中の中、本日のインタビューにご協力頂き有難うございます。

早速ですが、いわゆる会計ビッグバンと呼ばれている制度的な取り組みとは何か、また、その基本的な狙いは何かということについてお聞かせください。

若杉 金融ビッグバンの一環として、俗称ですけれども会計ビッグバンというのが問題になっています。金融制度を近代化するに当たっては、それと切り離せない企業の情報のディスクロージャー制度も近代化していかなければいけない。もちろん日本の会計制度は、第2次大戦後近代化を図ってきたし、国際化の努力も払ってきたわけですけれども、ある時期、国際的な動きの方が非常に激しいものですから、

日本の会計制度の改善がそれについていけなかったことがありました。

それが結局、会計のディスクロージャー制度の遅れ、国際的な水準との乖離という問題になって、それで金融制度、そしてそれはまた証券市場における資金調達という面からいけば、いってみれば投資者からの資金調達ですから、それには情報提供が絶対不可欠なものであります。それで金融制度の近代化を図る上で会計制度の近代化、国際化も不可欠だということでこのような動きがみられたと思います。

照屋 今、新しい時代における企業経営のあり方が求められているわけですがけれども、企業経営の革新、たとえば企業のリストラクチャリングや経済・産業構造の転換に対して、会計ビッグバン、すなわちインフラとしての会計諸制度の変革はどのような重要性を持つのかお教えてください。

若杉 企業の経営は情報を使わなければ合理的な意思決定もできなければ、戦略・戦術の策定もできないわけで、そのためには情報の仕組みを整備していかなければなりません。同時に、企業の資金調達に当たって、これは人間に例えれば食べ物や空気、水を取り入れて、人間の生きていく上に必要なエネルギーを確保するわけで、これと同様に産業社会においても外から資金のコンスタントな流入が不可欠になっております。

そのためには、投資者とかあるいは長期債権者などが非常に大事な役割を果たすわけで、その人たちの投資意思決定に際しては、それに関する諸情報の提供、開示が絶対必要です。特に自己責任の原則が盛んに言われたまですけれども、昔から同じことが問題になっていたわけで、これに関連して情報開示の拡大、整備、充実が絶対不可欠なことであります。

岡田 今回の制度改革は、証券市場を中心とした企業金融へ向けての改革というふうに言われていますけれども、いかがでしょうか。つまり、今回の金融ビッグバンは、今までの間接金融を中心とした企業金融から、証券市場、つまり直接金融を中心とした金融への転換というふうに言われていますけれども、それと企業会計とは大いに関係があるといつてよろしいでしょうか。

若杉 間接金融の場合には銀行から金を借りるという形をとるわけですがけれども、銀行に対して当然要求される会計情報は提供しなければなりません。けれども銀行からの借り入れというのは、いろいろなまた負担も伴うわけです。一つは下手すれば銀行の経営支配のもとに置かれる可能性があるし、それからまた一定のコンスタントな金利を払わなければいけないとか、その他いろいろな間接金融に伴う負担があるわけです。それに対して直接金融、エクイティー・ファイナンスでいけば、企

業の収益力に応じて配当を払う、つまり資金の使用料を払うということで、むしろ直接金融の方がいいという認識があったと思うんです。

それに応じてそういう動きが顕著になってくるわけで、そのためには銀行の場合ですと情報提供の対象が特定されているんですが、直接金融の場合ですと一般の投資者というのが対象ですから、情報の一般的公開が非常に重視されます。一般的公開にあたっては、日本の上場会社等に要求されている有価証券報告書などの形での情報提供が不可欠となります。有価証券報告書に載せられる財務情報は、会計基準に従って作成されなければなりません。その会計基準というものが近代的、国際的になっていないと信用できない情報が開示されるおそれがあるし、それから監査の面でも、国際的な水準の監査、高い質の監査を行わなければ情報の信頼性は担保できないわけです。そのようなことから、会計制度全般のレベルアップが要求されていると思います。

会計ディスクロージャーの充実

照屋 我が国の企業会計制度は、その特徴をトライアングル体制と呼ばれて久しいのですが、日本の企業会計制度の大きな転換や拡充がこの間図られてまいりました。会計ビッグバン以後、個別会社に係る財務情報の開示システムから、企業集団に係る連結情報の開示システムという方向に、財務会計システムが大きく変わったというのが一つの特徴だと思いますが、企業の財務会計が提供する情報の量的拡大と質的充実という点では、この間どのような重要な改革があったのでしょうか。

若杉 一つは、今の質問にあったように、単体としての財務諸表開示から企業集団に関する連結財務諸表の開示に大きく舵を切ったわけです。もちろん22～23年前より連結情報のディスクロージャーが行われていましたけれども、最初は単体としての個別財務諸表に対する補助的なものでした。それがだんだんと立場が逆転して、今は単体の情報に対して連結情報が主体になっているということだと思います。

その動きを要請したのは、やっぱり国際的な情報要求だと思います。証券市場が国際化していますし、海外株主等が盛んに日本企業に投資するようになっていきますので、情報の開示も海外の情報開示制度と同じようにしておかないと海外の投資家にはいろいろ不利が生じるということで、連結財務諸表制度が20数年前に発足したわけです。当初は、とにかくまだ完全な形での連結財務諸表制度ではなくて、とりあえずできるところからやっていこうというので、いろいろ不備を残しながらも連結制度の発足をしたというのが22～23年前のことです。

その後、世界情勢あるいは経済情勢の変化に応じて、連結情報もより改善され、国際的水準に合ったものが要求されてきました。それで4年ぐらい前ですが、連結財務諸表原則の見直しが行われ、新しい基準がつくられたことはご案内のとおりだと思います。

また、企業の経営にとっても、単体の財務諸表だけでは企業集団全体の経営に必要な情報が十分ではありません。そのために連結経営ということも盛んに叫ばれておりますし、その連結経営にこたえるためにも連結財務諸表制度が整備されたものでなければならないということになっていると思います。

照屋 財務情報の量的拡大という場合、キャッシュ・フロー情報としてキャッシュ・フロー計算書が作成されることが要請されたわけですが、キャッシュ・フロー計算書情報が持つ意義や性格はどのように理解したらよいのでしょうか。

若杉 現行の会計制度は、発生主義会計として特徴づけられており、それは確かに企業の経営成績を非常に精緻に測定し、開示する上で必要不可欠なのですが、ただ現金主義会計から発生主義会計に変わる時に、資金の流れとの関係がそこで必ずしも結びつかない面を持つようになったわけです。

ですから、発生主義会計一本でいきますと、例えば売上高が増えたけれども、その売上高を信用でもって売っている場合には代金回収しなければいけない。売るという努力と代金回収という努力が同じように大変な努力なわけです。それでせっかく売ったのに代金の回収ができなければ、これはただで品物を相手にやったようなものですから、大きな損失になります。結局、経営業績を正しく把握するということと同時に、キャッシュ・フローというものをやっぱり正確につかんでおかないといけないということになります。発生主義会計でとらえた実態が、その資金の流れでとらえた実態と食い違ってきてしまっていると、特に外部のステイクホルダーたちは企業実態をとらえ、評価する上で非常に困るわけです。

ですから、資金の流れに着目するという面を重視して、それにかかわる情報も一緒に出す。それならば面倒くさいから、昔の現金主義にかえて、キャッシュ・フロー会計だけでいけばいいのではないかという極端な意見も出てくるかもしれませんが。しかしながら、やはり発生主義会計的な測定開示もそれなりの意味を持っているけれども、欠陥もあるので、両者を一緒に開示することによって、本当の意味での有用な情報の提供ができるのではないか。それが現在の発生主義会計的なやり方をとりながら、同時にキャッシュ・フロー計算も行ってその結果をディスクローズする体制になっているのだと思います。

岡田 それでは財務情報の質的充実という点ではどうでしょうか。特に時価情報の開示、すなわち資産の一部に時価基準たる公正価値評価を加えて情報の質的向上を目指すという、そういう時価評価というものも拡大していこうという考え方があると思うんですが、時価基準といいますか、時価評価の導入という点についてはどのように理解したらよいのでしょうか。

若杉 結局、実態開示というのがそもそもの狙いですから、取得原価主義というのはそれなりのメリットを持ちながらも、同時に足りない面を同時に持っているわけです。ですからそれは他の形で補わなければならない。取得原価主義の足りない分、つまり実態開示の面で不十分な面を他の形で補う、その一つのあり方が時価開示だということです。

それから、時価開示というのは何かという定義が非常に重要なんですけれども、時価というのを伝統的な理解の仕方をしていきますと、リプレースメント・コスト、あるいはカレントコストというのが時価だと思うんです。けれどももう一つ、例えば将来のキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引き計算するという形での企業の実態評価の仕方もあるわけで、それは時価会計ではないのかということ、少なくとも伝統的に諸文献を通して見てきた時価会計からいくと、それは外れるんです。ですから、厳密に言えば取得原価主義の会計と、時価会計ともう一つ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー（DCF）なんかに着目して測定していく、このように3通りの方法があると思うんです。

今、時価会計というと、何か取得原価主義以外をみんな時価会計と言っているみたいですが、そういう定義もできるんですけれども、伝統的な定義をある程度尊重しながら新しい状況に対応していくという意味では、時価評価とDCFのような形でも企業価値評価というのはやはり区別していいのではないかなと思うんです。要するに、取得原価主義会計というのが持っている足りない部分を、時価評価とか公正価値を用いて、企業の実態を投資者たちに開示しようという動きだと思います。

商法会計と証券取引法会計

岡田 商法との関係は、これからどのようにやっていくと思われるのでしょうか。

若杉 商法もこの頃いろいろな面で大きな改正を行ってきました。ただ、商法がすべての企業、個人企業や会社企業も含めてすべてを対象にしている法律ですから、証券取引法会計のように上場会社などを対象にする会計と大いに違います。したがって、商法会計を証取法会計とすべての面で同じにしておかなければならない、そ

ういうことはあまり意味がないと思うんですね。そんなことをしたら、結局中小企業にもじゃあ連結を強制するとか、あるいは時価評価を強制するとか、さらに監査の面でも厳しい監査を要求することになって、これは現実的に意味がないことです。諸外国の状況をみてもわかりますように、企業の規模とか市場にどの程度公開されているとか、そういう関係その他からいろいろなランクづけをして、別ランクのものはこういうことを要求する、監査も必ず受けなければいけない、このランクのものはもう少し軽い開示や監査でよろしとかというランクづけをしているのが諸外国の現状です。特にそれがわかりやすく出ているのがドイツの会計制度です。

ですから日本の場合にも、証券取引法会計と同じように、商法会計が連結財務諸表制度を導入しなければいけないとか、そういうふうには考えない方がいいと思います。それで私が普段考えていることは、商法会計というのは例えば年2回決算をして、決算書類を開示しなければいけないとか、その時に監査しなければいけないとか、法手的に必要最低限の規定だけ設けておいて、その内容の詳細については証取法会計に全部委任するような形をとる方がいいのではないかなと思うんです。商法が一々そんな証取法会計と同じようなことを目指して、商法を改正していくとか、あるいは法務省規則を変えていくとかというのは無駄ではないかと思えます。

そこで、少なくとも会計の最低限押さえるべきところは商法の本法に規定しながらも、その具体的な内容は、例えば総則の32条第2項の「公正なる会計慣行」斟酌規定に委ねて、実際には証券取引法会計の方に全部任せるという行き方がやっぱり合理的ではないかと思えます。

会計基準の国際的調和化

照屋 それでは次に、会計基準の国際的調和化の動向について質問させて頂きたいと思えます。最近では調和化を目指すというよりも、さらに積極的に会計基準の国際的統一を目指す方向に動いているように思えますが、いかがでしょうか。

若杉 確かに最近、国際会計基準委員会でも、調和化ではなくてコンバージェンスということを行っています。昔の言葉でいえば収斂、最近の言葉でいえば収束ですね。本音を言えば統一化ですよ。ただ統一化ということは非常にどぎついし、抵抗を生む恐れがあるのでコンバージェンスという言葉を使っているように思われます。とにかくいろいろな国の会計制度を、今まではハーモナイゼーションでポイントだけ押さえて共通化しておいて、それ以外の部分は各国の状況に任せるということでしたけれども、今後はもっと徹底させて世界的に同じ会計基準で会計処理、開

示をさせようという動きが現在の、新しく組みかえられた国際会計基準委員会の方針だと思います。

それは一つにはやっぱり、今まで国際会計基準委員会という組織を国際的なものとして作りながらも、一向に各国においてその国際会計基準として公表されたものを取り入れていくような動きが見えない。もちろん部分的に取り入れられるとかいうことは、ハーモナイゼーションですからあったと思いますけれども、もっと徹底させなければいけない。どこの国の財務諸表もそのまま比較、分析ができるような形にもっていききたいという気持ちがあると思います。

それは同時に、国際会計基準委員会というものの存在感といいますか、存在意義を際立たせるためには、ハーモナイゼーションでもって終わってしまったのでは、そんな金のかかる組織を国際的につくる必要はないよということになってしまいます。だけど、長期で見れば、もっといろいろな問題が出てくるはずですから、その時にそれを調節する機能を持つ国際機関がないというのでは、非常に困ったことです。そういう意味でも、国際会計基準委員会というものを存続させる意義があると思います。

一国の中での会計基準ですと何らかの形で法的根拠を持つんですけれども、国際会計基準ですと法的根拠というのは持てないわけです。ですからIOSCO（証券監督者国際機構）というものをサポーターにして、いわば法的根拠を持つと同じような法的効力を確保したいという動きにあるものと思います。

照屋 国際会計基準に対する我が国の対応としては、当然第一には証券取引法に基づく会計制度にそれが具体化していくという形になるだろうと思いますが、これまでの我が国の国際会計基準の導入についての動きはどうでしょうか。果たして、国内会計基準のかなり多くの部分が我が国の証券取引法会計に導入され、会計実践に適用されてきていると理解してよいのでしょうか。また、今後はどういう方向で国際基準化していくことになるのでしょうか。

若杉 会計基準を新しく制定したり、前からある基準を改定するという作業をずっとここ数年間続けてきていますけれども、この時の方針というのはやっぱり国際化ということで、アメリカのFASB（財務会計基準審議会）の財務会計基準（SFAS）とか、IASC（国際会計基準委員会）の国際会計基準（IAS）などに沿って、いろいろな経済情勢の違いを持つ日本で何とかしてそれをうまく取り入れながら、国際的な基準に近づけていこうという考え方が、会計基準をつくる時の心構えだったと思います。今でも基本的には変わりませんけれども。

照屋 私も、基本的にはそのような対応で推移していると思っています。

若杉 ただ、今の日本のような景気低迷で動きがとれない状況のもとでも、やはり国際的な水準に近づけ、それとほぼもう本質的に同じところに持っていかないと、国際的な評価が下がることは間違いないですね。それから財務情報の有用性、すなわち意思決定有用性の点からみても、やはり国際水準に持っていくことが必要ではないかと思います。かりに今のデフレ経済からの脱却とぶつかる面があっても、それはもう長い目でみてしょうがないと思います。

会計基準の設定機関

岡田 会計基準設定のあり方についてもここ2、3年議論されてきましたが、それについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

若杉 今言ったことと非常に関連が深いんですけども、その国際会計基準の導入といっても、そのまま導入してしまうのではなく、あくまでもそれを参照しながら、それに近い基準をつくっていかうということが大事です。その時に、英米系の国々ではみんな民間の基準設定主体が基準づくりをしています。日本とかフランスとか中国などは国がそういうことをやっていて、民間でやるという精神に反するのではないか、近代化に遅れをとるのではないかという批評があって、日本でも民間の法人をつくって、基準設定をそこで行うということになりました。

岡田 具体的には、2001年7月に財団法人財務会計基準機構（FASF）が設立され、その下に企業会計基準などを審議する企業会計基準委員会（ASB）が設置されたわけですね。

若杉 そのとおりです。その第一号の仕事が自己株式の会計処理です。だからといって民間の基準をつくって、法的根拠なしですべての企業に実践させるということは、これは法治国家としては法的効果を持たないわけです。法治国家というのは社会的に重要なことはすべて法的根拠を持たなければなりません。今の企業会計審議会も、企業会計審議会組織令という政令に基づいてできています。民間の会計基準設定主体ができて、それが何らかの法的な根拠を持っていないと相手にされないのです。そのために民間の委員会で作った基準は金融庁に提出して、金融庁でそれを検討し、承認して会計基準として認めるという形をとるようになりました。

基準そのものは法令ではないんですが、金融庁の証券取引法を基本法にし、その下にとにかく、今までの大蔵省令や現在の内閣府令が制定されます。そして基準が民間でつくられますと、それに基づき内閣府令として法規が設定され、これが強制

力を持つ。違反する者には罰則を加えるという、法治国家としての当然の制度づくりが今ここでほぼ完了したと考えていいと思います。

照屋 それに関連して、どうしても明らかにしておかなければならないことは、アメリカにおいては1973年までAICPA（アメリカ公認会計士協会）の中にAPB（会計原則審議会）というのがありまして、それがアメリカの会計基準をずっとつづけてきたわけです。ところがそれがいろいろと問題があり、結局企業が適用する段階で効力の面で弱いということになった。そこで特定の利害関係を持たない民間セクターとして、今のFASB（財務会計基準審議会）ができたわけです。

FASBが活動するようになってから、アメリカの会計基準の設定が変わってくるわけですが、それと同じように我が国においても、これまでの企業会計審議会が果たしてきた役割は非常に大きいと思うんですが、いわゆる公的セクターから民間セクターの財務会計基準委員会に、会計基準策定の重要な任務が移るについては何か理由があると思うんです。審議会の任務とか運営について問題点とか限界があって、それで民間セクターに変わらざるを得ないこととなったのか、それともこれもやはり国際会計基準への調和という外的要因が強いということでしょうか。

若杉 この審議会で基準をつくるというやり方から民間団体に移るにさいしては、英米系の国々がそうしているから日本だってやるのは当然だという空気が強かったと思います。では今の審議会方式では妥当な基準ができないかということ、そうではないんですね。現行の方式は50数年にわたる歴史をもっており、これに何らの問題もありませんでした。要するに外国では、特に英米系の国ではこうやっているから日本だってこうやるべきだと、そういう流れだと思います。

ですから、私の方でも次のような声を盛んに聞きました。何で審議会をやめて民間団体に任せなければならないのか、その事情がよくわからないと。確かにいろいろな新聞や何かが書き立てているけれども、読んでも納得がいかないというんです。何らかの力が働いて、それがそういうふうにしていったのではないか、特に必然性があったとは思えない、という見方をする人もいるみたいです。

審議会の新たな役割

照屋 各国の会計基準設定機関というのは、必ずしも職業会計士団体を中心とした機関ではありません。そこで会計士の団体ももっと積極的に、IOSCOのサポートが得られるような形での国際基準設定を行うという、そういうようなどうも背景があるのではないかと思うんです。

若杉 アメリカのAPBの問題をみればわかりますように、当時はAICPAが中心になって基準づくりをやったために、APBはどちらかといえば企業にあまり厳しい基準をつくるというふうに行きにくい性格を持っていました。会計士協会というのは中立的な団体というよりも、ある一つの利益団体ですから。そういうこともあって、APBがつくったある基準原案がSEC（証券取引委員会）に否決されて、それが通らないばかりでなくて、APBそのものも解散して別な団体をつくるという歴史的な経緯があったわけです。

岡田 さきほどのFASBの設置ですね。

若杉 FAF（財務会計財団）の中にFASBが設置されたわけです。ですから、特定の利害関係者集団だけで設定機関をつくるというのは、果たしていいのかなという疑問は絶えずあるんです。例えば監査基準の見直しとか、あるいは新しくつくる場合に、その機能は企業会計審議会にそのまま残るわけです。2002年1月に、監査基準の改訂を行って、公表した後、続けて中間監査基準の改訂の作業にもう入りました。それは国際会計基準をみてもわかりますように、IASCもFASBも監査基準は扱わないんです。それは別の機関や団体がやっています。

会計士団体の中には、監査基準も自分たちが自主的にやるべきであって、国が手を出すなという意見もあるやに聞いています。しかし、監査基準というのは下手すれば骨抜きになってしまって、いろいろ社会的に問題を起こすおそれのある重要な問題ですから、こういうものはやはり公的な機関でしっかりつくる必要があると思います。ただ、基準に従って実務指針は当然会計士団体がつくるんですが、何でもかんでも任せるとするのはまずいのではないかという考え方があります。

そこで、監査基準に関しては審議会が今までどおりに担当する。審議会の機能としては、会計基準は民間の団体につくるようにその機能を移しましたけれども、今の監査基準と、日本はトライアングル体制といわれるように3つの制度会計がある関係上、それらの調整を図る必要から、審議会にその調整機能をそのまま残すということですが、したがって、審議会はそのまま幾つかの機能を今後も果たしていかなければなりません。

照屋 我が国会計制度の今後の課題というところなんですが、1つには、国際会計基準の国内基準化の問題があると思いますし、2つには、会計基準そのものは非常に質の高いものをつくったとしても、その適用に当たっての中立性確保をどうするかという問題があるんだろうと思います。また3つには、ディスクロージャーの一層の充実ですね。この点に関しては、予測情報の開示とか環境会計情報の開示だとか、

それから自己創設暖簾を含む無形資産に関する会計やヒューマン・リソース会計などが考えられると思います。審議会としては、今後の我が国における企業会計制度の課題としては、どのようなことが考えられますでしょうか。

若杉 これまでやってきたことを今後も続けていかなければならないということです。特に改めて、全く別な会計制度上の課題を考える必要は当面ないような感じがしています。

非常に興味深いことに、最近アメリカのエンロン社の経営破綻が起き、それを監査した大監査法人が重大な不祥事を起こしてしまいました。しかも、アメリカの監査制度や公認会計士制度というのはいは世界に冠たるもので、世界一なんだといわれてきました。アメリカの制度だって完璧ではなくて、絶えず問題を起こしながらそれに対する改善策を講じながら信頼できる会計制度や監査制度をつくり上げてきたんですけれども、今また大きな問題が起こってしまいました。この事態を踏まえて、アメリカでも反省が起きるのではないのでしょうか。

日本だって、最近5、6年の間にも信頼を失うような事件が起こっているんで、日本なりにやっぱり厳しい仕組みをしっかりとつくり運用していかなければいけないと思います。

監査制度の整備

照屋 エンロン社の経営破綻の問題でさまざまな影響がでていっているのですけれども、特に監査制度については深刻な問題が出てきていますね。監査担当者を一定期間で交代するとか、さらには監査を担当する監査法人自体を定期的にかえるとか、そういう動きが出てきています。そういう意味では企業のコーポレート・ガバナンスの強化という側面で、会計監査の充実ということが改めて強く求められると思います。我が国の場合、監査制度の点検・評価はどのような状況にあるのでしょうか。

若杉 監査制度については、さきほども出ましたが、まず、昨年1月25日付で審議会から監査基準が公表されました。そこでは、例えば企業の継続能力とディスクロージャーとの関係とか、リスク・アプローチの徹底など幾つかの重要な改訂がありました。このように国際的な監査基準ではもう当たり前になっていることが取り込まれ、国際的な基準に非常に接近した改訂が行われました。

その前に、例えば公認会計士協会は自発的に専門的継続研修（CPEすなわちコンティニアス・プロフェッショナル・エデュケーション）とか、1つの被監査会社に対して、1つの監査法人が長期間にわたって監査するのではなく、一定の期間やっ

たらかえるとか、ピア・レビューその他国際的な監査動向を反映して、一種の内規として公認会計士協会の中でそういう対応は既にしております。それから倫理規定をより強化するとか、会計士協会も自主的に監査の質を高める上で、必要な対策を講じてきています。

それから監査基準そのものも、先ほど述べましたように、2、3年に1回の割合で改訂されてきたわけですが、今回は思い切って国際的な動きを強く取り入れる形の改訂となりました。昔から監査基準の改訂と粉飾決算などの事件が、たちごっこで展開してきました。つまり粉飾事件が起こると監査基準を強化する、それでいいかと思うとまた次の粉飾事件が起こる、基準をさらに強化するということの繰り返しなんです。これはどこの国でも同じですけども、そういう意味では、監査基準にはこれでもう大丈夫だ、永久に使えるというものはないと思います。

岡田 会計基準や監査基準については、今までは我が国一国内におけるさまざまな要素というか、要因を考慮しながら設定してきたわけですけども、国際的な会計基準や監査基準の設定という意味では、各国の特殊事情を越えて普遍的な会計環境要因によって設定することが期待されており、基準そのものの形成過程もそうですが、基準そのものは質的に高まるということは基本的に理解してよろしいのでしょうか。

若杉 ええ、それはもうそういうふうなことを絶えずやっているわけですから、そのように考えてよいと思います。

会計情報の利用

照屋 会計情報あるいは財務情報を利用する各種の情報利用者に対して、審議会の会長として、会計情報の利用に当たってのメッセージを頂ければ有難いのですが。

若杉 審議会は、会計情報を利用する点については、こういうふうにご利用しようとか、こうしてはいけないという立場にないものですから、そこのところは要するに利用者の利用のいろいろな仕方とか、必要性というものを念頭に置いて基準づくりを進めてきています。そういう関係はこれからも同じように続けられると思います。どちらかといえば企業というのは、なるべくディスクロージャーをしないで済ませたいという気持ちがあるし、それから利用者の立場からすれば、もっともいろいろな情報を開示させて利用したいと考えるわけです。証券取引法第1条の規定により、審議会としては投資者保護の立場でものを考えることははっきりしています。投資者保護が基本的な我々の立脚点ですから。ただ、企業が開示する情報というの

は財務情報だけではなくて、その他いろいろあるものですから、それはIR活動という形で企業が今度は自主的にいろいろ工夫してやっていかなければならない。そこまで国が規制するというのは、やっぱりあまり好ましいことではないと思いますね。

ですから、最低限ここだけは絶対こうしてくれ、その他の情報開示は、会社が独自にやっていただきたいということで、IR活動に関連した幾つかの民間団体がもう既にできています。私もIR協議会という、日本経済新聞社の関係の組織ですが、それに関与しています。そういう意味で、財務情報という必要最小限のものは、法令などで規制するが、それ以外のものまですべて法的に開示を強制するというのは時代の流れに逆行するものであり、むしろそれは企業の自主的なIR活動でもって補っていくべきではないかと思っています。このように、これからIRという問題は学会などでも積極的に取り上げて検討すべきだし、財務情報や会計情報の利用者の立場からもIR活動というものに目を向け、それをもっと育てていくようにすべきではないかと思っています。

照屋 そろそろ終了予定の時間です。若杉先生には長時間にわたり、私どものインタビューにお答え頂き有難うございました。今後とも我が国の会計制度ならびに監査制度の発展のために、引き続きご尽力下さいますようお願い致します。(文責/照屋行雄)

インタビュー項目

1. はじめに
 - ①審議会の任務
 - ②審議会の活動状況
2. 会計および会計情報の重要性
 - ①会計の社会的機能
 - ②会計情報の情報特性
 - ③意思決定における有用性
3. 会計ビッグバンの狙い
 - ①金融制度改革と会計ビッグバン
 - ②会計ビッグバンの背景と狙い
 - ③企業経営の革新と会計ビッグバン
4. わが国会計制度の特徴

- ①会計制度のトライアングル体制
- ②証券取引法会計の位置づけ
- ③商法会計規制の影響
- 5. 企業会計制度の転換
 - ①財務会計情報の量的拡大
 - ②財務会計情報の質的充実
 - ③個別情報開示から連結情報開示へ
- 6. 証券取引法会計の改革
 - ①連結財務諸表制度の整備
 - ②退職給付会計基準の制定
 - ③金融商品会計基準の設定
- 7. 商法会計の改革
 - ①近年の商法改正
 - ②会社法（合併・分割・株式移転）の整備
 - ③株主資本・配当制限条項の改正
- 8. 会計基準の国際的調和化
 - ①会計基準調和化の必要性
 - ②国際的調和化の方法
 - ③わが国会計基準の対応
- 9. 国際会計基準（IAS）の形成
 - ①IASの性格と役割
 - ②国際会計基準委員会（IASC）の活動
 - ③IASBの動向と目標
- 10. 会計基準設定のあり方
 - ①企業会計審議会の任務と限界
 - ②民間セクターへの移行
 - ③企業会計審議会と財務会計基準委員会との関係
- 11. わが国企業会計制度の課題
 - ①IASの国内基準化
 - ②会計基準適用の独立性・中立性
 - ③情報開示（ディスクロージャー）の拡充
- 12. おわりに

特別インタビュー●21世紀の企業会計―若杉 明前企業会計審議会会長に聞く

①コーポレート・ガバナンスと会計監査制度

②財務会計情報の利用

(付記) 掲載に当たっては、財団法人富丘会（斎藤興二理事長）のご協力を頂いた。
記して感謝申しあげたい。